

池田町都市計画マスタープラン

## 巻末資料



## 1. 策定経過

年号	月日	庁内組織	議会	都市審議会	県関係機関	町民参加等	概要
平成 30年度	11月22日					○	町民アンケート調査 (434/1000件 回答率43.4%)
	12月14日						
	3月26日	○					全体構想(案)策定
令和 元年度	7月17日	○					庁内合同会議
	8月20日	○					庁内合同会議意見調整完了
	9月20日			○			第1回都市計画審議会(全体構想)
	9月27日					○	住民説明会
	10月29日				○		県事前調整(揖斐農林事務所)
	12月3日			○			第2回都市計画審議会(地域別構想・実現化方策)
	12月10日					○	パブリックコメント (意見0件 閲覧件数54件)
	12月20日						
	12月25日				○		県事前調整(岐阜県都市政策課)
	1月17日				○		県事前調整(県関係各課意見聴取)
	2月21日		○				町議会説明
	3月4日						県事前調整後の修正提出
	3月6日				○		第3回都市計画審議会(諮問)
	3月9日						都市計画審議会から答申
3月末						計画策定	
令和 2年度	4月上旬	○	○		○	○	町議会報告・広報、町HP掲載・関係各課配布

## 2. 池田町都市計画審議会

### (1) 審議会条例

○池田町都市計画審議会条例

平成7年3月30日

条例第2号

改正 平成12年3月28日条例第17号

平成15年3月18日条例第7号

(設置)

第1条 都市計画行政の円滑な運営を図るため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2の規定に基づき、池田町都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 都市計画法及び他の法令によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。
- (2) 町長の諮問に応じ、都市計画に関する事項を調査審議すること。
- (3) 都市計画に関する事項について、関係行政機関に建議すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 池田町議会の議員
- (3) 関係行政機関若しくは県の職員又は町民

3 委員の任期は2年とし、欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員が任命されたときの要件を欠くに至ったときは、その委員は解任されるものとする。

(臨時委員及び専門委員)

第4条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、町長が任命する。

4 臨時委員は当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、会長は、委員の互選により定める。



2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(議事)

第6条 審議会は、委員及び議事に関係ある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係ある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第7条 審議会に、審議会の庶務を処理するための幹事若干人を置く。

2 幹事は、池田町職員のうちから町長が任命する。

3 幹事は、会長の命をうけ、会務を処理する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、建設部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月28日条例第17号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月18日条例第7号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

## (2) 審議会委員名簿

区 分	氏 名	所属・役職名	備 考
町議会議員	岩谷 真海	池田町議会議長	会長
町議会議員	臼井 幹夫	池田町議会副議長	
町議会議員	重綱 秀次	池田町総務建設産業委員長	
職見を有する者	松井 弘	池田町農業委員会会長	
職見を有する者	松岡 政美	池田町商工会会長	
職見を有する者	杉岡 司朗	揖西用水土地改良区理事長	
職見を有する者	久保田 芳徳	粕川一之井水土地改良区理事長	
住民代表	川瀬 勲	池田町区長連合会会長	
関係行政機関	青木 隆裕	揖斐土木事務所長	
関係行政機関	中村 松雄	揖斐警察署長	

順不同

### 3. 諮問書・答申書

#### (1) 諮問書

## 諮 問 書

池建第 7851 号  
令和2年 3月 6日

池田町都市計画審議会  
会 長 岩谷 真海 様

池田町長 岡崎 和夫



#### 池田町都市計画マスタープランの策定について（諮問）

池田町のまちの将来像やまちづくりの方針およびその実現のための方策を示し、今後の都市計画の指針とするための池田町都市計画マスタープランの策定にあたり、池田町都市計画審議会条例第2条第2項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。



## (2) 答申書

### 答 申 書

令和2年 3月 9日

池田町長 岡崎 和夫 様

池田町都市計画審議会議長 岩谷 真海



#### 池田町都市計画マスタープランの策定について（答申）

令和2年3月6日付池建第7851号で諮問のありました池田町都市計画マスタープランの策定については、慎重に審議した結果、原案を適当であると認めましたので、答申します。

ただし、池田町都市計画審議会として下記事項に配慮するよう意見を添えます。

#### 記

1. 池田町都市計画マスタープラン並びに池田町第六次総合計画等の上位、関連計画における施策の進捗度や取組状況を把握し、着実な計画の推進を図るよう努めること。
2. 社会情勢の変化に対応した進行管理と、必要に応じた計画の見直しを行うこと。

